

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件  
原告;三輪唯夫外3名  
被告;岐阜県、国

## 原告第21準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2020年3月9日

上記原告ら訴訟代理人

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 山 | 田 | 秀 | 樹 |
| 同   | 笹 | 田 | 参 | 三 |
| 同   | 小 | 林 | 明 | 人 |
| 同   | 井 | 上 | 卓 | 也 |
| 同   | 山 | 本 |   | 妙 |
| 同   | 岡 | 本 | 浩 | 明 |
| 同   | 見 | 田 | 村 | 勇 |
| 同   | 安 | 藤 |   | 博 |
| 同   | 樽 | 井 | 直 | 樹 |
| 同   | 原 |   | 秀 | 一 |
| 同   | 清 | 水 |   | 勉 |
| 同   | 武 | 藤 | 糾 | 明 |

被告県の2019年11月28日付け被告準備書面(6)に対して、下記のとおり主張する。

## 記

### 1 取得時中心主義

被告県は、上記被告準備書面(6)において、「岐阜県警察の情報収集行為は、既主張のとおり、適法であることから、仮に情報を取得し、保有していたとしても、情報の抹消請求権は発生しない」との主張を行っている。

被告県のかかる主張は、個人情報の取得が適法であるならば、その後の個人情報の保有・保管・利用・分析の適法性が問題となる余地はないという考えに基づくものである。本書面においては、かかる考えを、「取得時中心主義」(山本龍彦「プライバシーの権利を考える」67頁以下参照)と呼んで、その問題点について論じる。

ただし、既に主張してきたとおり、岐阜県警察の原告らに関する情報収集行為は違法である。まずは、この点について確認する。

### 2 岐阜県警察の情報収集行為の違法性

- (1) 被告県は、要するに、警察の個人に関する情報の収集活動は、任意手段で行われる限り、特別の根拠規定を必要とせずとも、必要性、相当性及び妥当性の審査をクリアしさえすれば適法である旨の主張を行っている(2017年6月30日付け被告準備書面(1)の第2、1)。

ただし、被告県は、原告らに対する岐阜県警察の情報収集活動に、どんな必要性があり、その目的との関連で用いた情報収集の手段がどのように相当であり、妥当であると言えるのかについて、何らの言及もしておらず、いかなる事実に基づいて情報収集が適法であると言えるのか不明である。

このような被告県の訴訟態度の本質は、結局のところ、「必要性」、「相当性」、「妥当性」等の要件が必要であると言いながら、任意手段であれば何でも許容されるという考え方に立っていると考えざるを得ない。

- (2) しかしながら、何らかの犯罪の嫌疑を前提とする捜査活動における警察の個人

情報の収集(例えば、違法なデモ行進をおこなっている者につき、被撮影者の同意をえず、令状なくして写真撮影をする等の行為)であっても、最高裁は、証拠保全の必要性、緊急性及び撮影方法の相当性を条件として、適法としている(京都府学連事件最大判昭和44年12月24日・刑集23巻12号1625頁)。

そうであれば、犯罪の嫌疑を前提とせず、単に公共の安全と秩序の維持を目的とするに過ぎない公安警察による個人情報の収集においては、必要性の有無、相当性の有無等の要件をより厳格に判断すべきである。

それがなされなければ、収集すべき個人情報とそうではない個人情報との区別をすることができず、収集対象や収集範囲が歯止めなく広がるおそれがある。

- (3) また、そもそも、GPS捜査を強制処分に当たると判断した最高裁2017年3月15日大法廷判決が示すとおり、強制処分と任意処分の区別は、決して固定的なものではなく、個人情報の収集・管理・利用における諸条件の変化に即して、プライバシーに対する合理的な期待を保護する方向へと変化している。

そうであるとするならば、仮に、警察の個人情報の収集活動が任意処分に分類されたからと言って、直ちに、フリーハンドに許容されるものではなく、強制処分に準じて、その必要性や手段の相当性について厳格に検討しなければならないケースを想定すべきである。

- (4) 以上を踏まえると、被告県による岐阜県警察の原告らに関する情報収集活動が適法である旨の主張が誤りであることは明らかである。

岐阜県警察による原告らに関する情報収集活動は、犯罪の嫌疑を前提としていないのであるから、より厳格に、その行為の必要性及び相当性等について吟味されてしかるべきである。そうであるのに、被告県は、これらの点について、何ら明らかにしようとしなない。否、できないのである。岐阜県警察が原告らについての情報収集活動を行うことには何らの必要性もないからである。原告らの情報をどんなに収集しても、公共の安全や秩序の維持にとって無益である。

したがって、岐阜県警察による原告らに関する情報収集活動は違法である。

### 3 取得時中心主義の論拠—伝統的なプライバシー権

被告側の主張が依拠する取得時中心主義の根拠は、伝統的なプライバシー権にある。伝統的なプライバシー権とは、プライバシー権の基本的な特質を「私事を他者にさらされないこと」にあると理解する立場である。伝統的なプライバシー権論におけるプライバシー権の具体的な内実には、①身体の不可侵性と、②他者によって私事を見られない自由が含まれると考えられている。

伝統的なプライバシー権の考えによれば、個人情報の取得・保存・利用のうち、権利の実質的な制約ないし侵害になり得るのは、個人情報の取得場面のみということになるのが、極めて単純な帰結である。

例えば、指紋データベースの場合、刑事訴訟法218条3項等の法令を根拠にして、既に適法に獲得している指紋情報を平穩に保存・利用することは、身体の不可侵性に対する侵害も、私事の公開も伴わないため、何らの新たな権利侵害を構成しえないということになる。

### 4 取得時中心主義からの脱却の必要性

上記のとおり、取得時中心主義は、伝統的なプライバシー権から導かれる論理的な帰結である。しかしながら、取得時中心主義からの離脱ないし脱却をし、情報の取得後の保存等のあり方に議論の焦点を当てるべきである。

すなわち、かつては、捜査過程等において取得され、文書によってのみ記録された個人情報を、その事件を超えて、いわばシステム化し、データベース化することには、技術的あるいはコスト的な限界があった。文書上の情報の一部を構成する個人情報をシステム化・データベース化して他の事件や他の目的に利用することは技術的にほとんど不可能であった。仮に、可能であったとしても、膨大な時間や多大な労力を要し、それを費やすに値する価値を見いだすことが出来ず、現実的な実行可能性は極めて乏しかった。技術的な限界が、長期保存や他目的利

用を物理的に制限してくれていたのである。ところが、現代の情報技術に、いったん取得した情報のシステム化・データベース化・ネットワーク化を制限する役割を期待することはできない。現代の情報技術によれば、一旦取得した情報をデータとして蓄積し、特定情報の検索をすることは極めて容易に出来るようになったからである。

## 5 新たな権利概念－「自己情報コントロール権・情報自己決定権」

そこで、こうした問題に対応するために、情報の収集だけではなく、保存・利用・伝達という情報処理の全過程に個人のコントロールを及ぼす「自己情報コントロール権」、「情報自己決定権」という考え方が提唱されてきていることについては、既に論じたとおりである。

これらの考え方の共通項には、情報処理の全過程を視野に収め、肥大化する情報ネットワークシステムまたはデータベースに法的統制を及ぼそうとする点がある。

## 6 裁判例にみる取得時中心主義からの脱却

- (1) 取得時中心主義からの脱却は、決して理論の上だけのことではない。住基ネット訴訟最高裁判決を初めとする裁判例においても、既に始まっている。
- (2) 住基ネット訴訟最高裁判決

住基ネット訴訟最高裁判決（最判平20年3月6日民集62巻3号665頁）がそれである。周知の通り、住基ネットとは、従前より住民基本台帳に記載されていた、氏名・生年月日・性別・住所の4情報に、住民票コードと転入・出生等の変更情報を加えた本人確認情報をネットワーク化したものであり、住基ネットシステムの構築には、それ自体は事実行為に過ぎない住民票コードの付与と、情報のシステム化・ネットワーク化が必要となる以外に、情報の新たな取得や開示・公開を伴わない。

そうであるので、伝統的なプライバシー権の考えに立脚すれば、住基ネットの構築・運用それ自体によっては、権利利益は侵害されないということになる。

実は、最高裁判決が出した結論も、これと同様のものだった。判決は、憲法13条が保障する自由を、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」、すなわち「さらされない」自由と解したうえで、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、・・・憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」と結論づけたのである。

この部分だけをみると、従来の取得時中心主義あるいは伝統的なプライバシー権の考え方と何ら変わりはないように見える。しかし、注目すべきは、判決が、いま侵害されていないという事実から単純に「侵害なし」という結論を出したのではなく、差止訴訟のように、将来侵害が生ずるおそれがあるかどうかまでを審査して、「侵害なし」という結論を出したということである。そして、この判決がこの結論を導くに当たって重視したのは、システムの「構造」であった。「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備」があつて、将来的に「第三者に開示又は公表される具体的な危険」があるかどうかを、現時点で審査し、それが種々の構造上の理由から「ない」という理由で、「侵害なし」との結論を導いたのである。

本判決は、プライバシー権を「開示又は公表されない自由」と、伝統的なプライバシー権の考え方に沿った定義をしながら、これがシステム構造上の脆弱性によって将来開示・公表される具体的な危険があれば「侵害」されうるとしているのである。そうであるので、本判決における「開示又は公表されない自由」の内実は、事実上、「開示または公表の危険のない強い構造を求める権利」へと変容を遂げていることになる。すなわち、情報の取得の場面のみならず、情報の取得後の保管・利用の場面の当否を審査しているのである。

これは、組織・手続上の予防措置を要求するという自己情報コントロール権な

いし情報自己決定権の一側面と合致している。

(3) Nシステムの合憲性が争われた下級審裁判例

次に、Nシステムの合憲性が争われた東京地判平19年12月26日訟月55卷12号3430頁は、憲法13条により保障される自由を、伝統的なプライバシー権ではなく、「公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集、管理されることのない自由」と捉えている。そして、公権力による情報収集・管理が憲法13条の趣旨に反するかどうかに関し、公権力による情報管理の厳格さの程度を考慮すべきとした。その上で、警察庁が1996年3月6日に同庁内各局部課長に発出した「自動車ナンバー自動読取照合業務実施要領の改正について(通達)」を取り上げ、その安全管理および利用状況の適正さにも審査の矛先を向けたのである。その審査が十分であったかどうかは別として、同判決が情報の取得後の保存のあり方を正面から問題としたことに注目されるべきである。

7 結論

以上論じてきたとおり、現代の情報技術の下においては、被告県の主張が立脚する取得時中心主義による正当化は到底是認できない。そして、プライバシー権論における自己情報コントロール権や情報自己決定権の考え方は、それに理論的根拠を与えている。また、裁判例においても、取得時中心主義から脱却しつつある。

そうであるにもかかわらず、取得時中心主義の問題点に無自覚のまま、個人情報取得が適法であるから、その保存・保管・利用・分析には何らの違法性を生じえないとする被告の主張は明らかに誤りである。

以上